



ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																								
10-16	<p style="text-align: center;"><b>第2章 舗装</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td></td> <td>(昭和62年1月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)		(平成19年6月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧				(略)			日本道路協会	道路標識設置基準・同解説		(昭和62年1月)		(略)			<p style="text-align: center;"><b>第2章 舗装</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td></td> <td>(令和2年6月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)		(平成31年3月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧				(略)			日本道路協会	道路標識設置基準・同解説		(令和2年6月)		(略)		
	(略)		(平成19年6月)																																							
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧																																									
	(略)																																									
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説		(昭和62年1月)																																							
	(略)																																									
	(略)		(平成31年3月)																																							
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧																																									
	(略)																																									
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説		(令和2年6月)																																							
	(略)																																									
10-17	<p><b>第3節 舗装工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(追記)の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>1. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。</p>	<p><b>第3節 舗装工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>1. (削除)</p> <p>舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。</p>																																								
10-18	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会)の規定、「舗装再生便覧(追記)2-7施工」(日本道路協会)の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会)の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																								
10-26	<p><b>2-3-10 コンクリート舗装工</b></p> <p>4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に(追記)行うものとする。</p>	<p><b>2-3-10 コンクリート舗装工</b></p> <p>4. 初期養生は、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。</p>																																								

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																						
10-30	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p>3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」(日本道路協会)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会)の規定、第3編2-3-9小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会)によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2-8-2 材料</b></p> <p>4. 標識の加工は設計図書によるものとする。使用材料は表2-15に適合するものとし、耐久性に富み、剥離・腐食等によって標識効果を妨げないものとする。</p>	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p>3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会)の規定、第3編2-3-9小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会)によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2-8-2 材料</b></p> <p>4. 標識の加工は設計図書によるものとする。使用材料は表2-15に適合するものとし、耐久性に富み、剥離・腐食等によって標識効果を妨げないものとする。</p>																																						
10-32	<p style="text-align: center;"><b>表2-15 使用材料一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="400 793 1489 1192"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標識板</td> <td>標識板</td> <td>アルミニウム合金板 厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標識板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 A6030S-T5 A6063S-T6</td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの</td> <td>JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td></td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。</p>	名称		材料	規格	標識板	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5 A6063S-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ	<p style="text-align: center;"><b>表2-15 使用材料一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="1590 793 2680 1192"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標示板</td> <td>標示板</td> <td>アルミニウム合金板 厚2mm</td> <td>JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標示板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材</td> <td>JIS H 4100 (削除) A6063S-T6</td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの</td> <td>JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td></td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]その他材料について、使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。</p>	名称		材料	規格	標示板	標示板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 (削除) A6063S-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ
名称		材料	規格																																					
標識板	標識板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																					
	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6030S-T5 A6063S-T6																																					
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																					
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ																																					
名称		材料	規格																																					
標示板	標示板	アルミニウム合金板 厚2mm	JIS H 4000 A5052P-H34																																					
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 (削除) A6063S-T6																																					
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材(テーパーポール) SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444・JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき仕上げとし、(JIS H 8641 2種 HDZ55 以上) 第3編2-3-9小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																					
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類 規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は 亜鉛めっき(HDZ35以上)仕上げ																																					
10-32	<p>5. 受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。(追記)</p> <p>6. 受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>8. 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(追記)による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p> <p>6. 受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>8. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会)による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																						

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																										
10-34	<p><b>2-8-7 標識板工</b> 受注者は、標識板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>第9節 区画線工</b> <b>2-9-1 一般事項</b> 3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、「道路土工要綱」第5章施工計画の規定、第3編2-3-12区画線工の規定によらなければならない。(追記)</p> <p><b>第11節 道路付属施設工</b> <b>2-11-3 境界工</b></p>	<p><b>2-8-7 標識板工</b> 受注者は、標示板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>第9節 区画線工</b> <b>2-9-1 一般事項</b> 3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編2-3-12区画線工の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第11節 道路付属施設工</b> <b>2-11-3 境界工</b></p>																																										
10-37	<p>1. 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字「浜松市」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>																																										
<p><b>第3章 橋梁下部</b></p>																																												
10-40	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)		日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)		(略)		日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成27年3月)		(略)		<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)		日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)		(略)		日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(令和2年9月)		(略)	
	(略)																																											
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)																																										
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																										
	(略)																																											
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成27年3月)																																										
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成27年3月)																																										
	(略)																																											
	(略)																																											
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)																																										
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																										
	(略)																																											
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和2年9月)																																										
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(令和2年9月)																																										
	(略)																																											

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-43	<p><b>第4節 橋台工</b></p> <p><b>3-4-8 橋台躯体工</b></p> <p>3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. 受注者は、支承部（追記）を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3-4-10 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>第4節 橋台工</b></p> <p><b>3-4-8 橋台躯体工</b></p> <p>3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3-4-10 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>
10-44	<p><b>第5節 RC橋脚工</b></p> <p><b>3-5-11 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>第5節 RC橋脚工</b></p> <p><b>3-5-11 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>
10-45	<p><b>第6節 鋼製橋脚工</b></p> <p><b>3-6-9 橋脚フーチング工</b></p> <p>6. 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 鋼製橋脚工</b></p> <p><b>3-6-9 橋脚フーチング工</b></p> <p>6. 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>
10-46	<p><b>3-6-14 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>3-6-14 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																		
10-50	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">鋼道路橋施工便覧</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋設計便覧</td> <td style="text-align: right;">(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成16年4月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">鋼道路橋施工便覧</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋設計便覧</td> <td style="text-align: right;">(令和2年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成31年2月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(令和2年10月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)																		
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																		
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																		
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)																		
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(令和2年10月)																		
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)																		

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																												
10-51	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。          なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部（追記）を省略することができるものとする。</p> <p><b>4-3-2 材料</b></p> <p>3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4-1 溶接材料区分</b></p> <table border="1" data-bbox="546 688 1424 1199"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材（追記）と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。          なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合</p> <p>7. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。（追記）</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材（追記）と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。          なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。</p> <p><b>4-3-2 材料</b></p> <p>3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4-1 溶接材料区分</b></p> <table border="1" data-bbox="1733 688 2611 1199"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。          なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。</p> <p>(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合</p> <p>7. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（追記）を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材（追記）と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-54	<p><b>4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>②受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302 (熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z27 の 275g/m<sup>2</sup> (両面付着量) 以上としなければ (追記) らない。その場合 (追記) 受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③受注者は、熱 (追記) 化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>②受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2 種の (HDZ55) の 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2 種 (HDZ35) の 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p><b>4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>②受注者は、めっき付着量を両面で 275g/m<sup>2</sup> (削除) 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2 種の (HDZ55) の 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2 種 (HDZ35) の 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>



ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																																		
10-58	<p><b>第4節 鋼橋架設工</b></p> <p><b>4-4-10 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工に(追記)らなければならない</p> <p><b>4-4-11 現場継手工</b></p> <p>4. 締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表4-7に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p>	<p><b>第4節 鋼橋架設工</b></p> <p><b>4-4-10 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない</p> <p><b>4-4-11 現場継手工</b></p> <p>4. 締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表4-7に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p>																																																		
10-59	<p style="text-align: center;"><b>表4-7 設計ボルト軸力 (kN)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F10T S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	セ ッ ト	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165		M24	192	M20	165	F10T S10T	M22	205	M24	238	B10T	M24	238	<p style="text-align: center;"><b>表4-7 設計ボルト軸力 (kN)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F10T S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>S14T</td> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	セ ッ ト	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165		M24	192	M20	165	F10T S10T	M22	205	M24	238	B10T	M24	238	M22	299	S14T	M24	349			
セ ッ ト	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																		
F8T B8T	M20	133																																																		
	M22	165																																																		
	M24	192																																																		
	M20	165																																																		
F10T S10T	M22	205																																																		
	M24	238																																																		
B10T	M24	238																																																		
セ ッ ト	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																		
F8T B8T	M20	133																																																		
	M22	165																																																		
	M24	192																																																		
	M20	165																																																		
F10T S10T	M22	205																																																		
	M24	238																																																		
B10T	M24	238																																																		
	M22	299																																																		
S14T	M24	349																																																		
10-60	<p>(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試体セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表4-8及び表4-9に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4-8 常温時(10℃~30℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p> <p style="text-align: center;"><b>表4-9 常温時以外の(0℃~10℃, 30℃~60℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	<p>(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試(削除)セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表4-8及び表4-9に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4-8 常温時(10℃~30℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311~373</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>M24</td> <td>363~435</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表4-9 常温時以外の(0℃~10℃, 30℃~60℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セ ッ ト</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299~391</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>M24</td> <td>349~457</td> </tr> </tbody> </table>	セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	S14T	M22	311~373	M24	363~435	セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	S14T	M22	299~391	M24	349~457
セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																		
S10T	M20	172~202																																																		
	M22	212~249																																																		
	M24	247~290																																																		
セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																		
S10T	M20	167~211																																																		
	M22	207~261																																																		
	M24	241~304																																																		
セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																		
S10T	M20	172~202																																																		
	M22	212~249																																																		
	M24	247~290																																																		
S14T	M22	311~373																																																		
	M24	363~435																																																		
セ ッ ト	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																		
S10T	M20	167~211																																																		
	M22	207~261																																																		
	M24	241~304																																																		
S14T	M22	299~391																																																		
	M24	349~457																																																		

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-67	<p><b>第7節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>4-7-6 橋梁用防護柵工</b></p> <p>(追記)受注者は、橋梁用防護柵工の施工について(追記)、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>(追記)</p> <p><b>4-7-10 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>第7節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>4-7-6 橋梁用防護柵工</b></p> <p>1. 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>(1) 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>(2) 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>(3) 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p><b>4-7-10 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>
10-70	<p style="text-align: center;"><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>(追記)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>5. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省）に従い行わなければならない。</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>6. コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省）に従い行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>

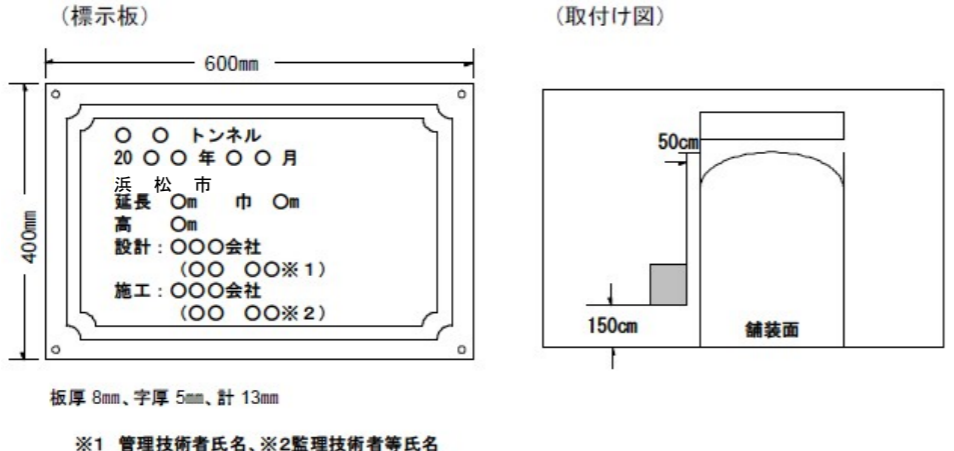
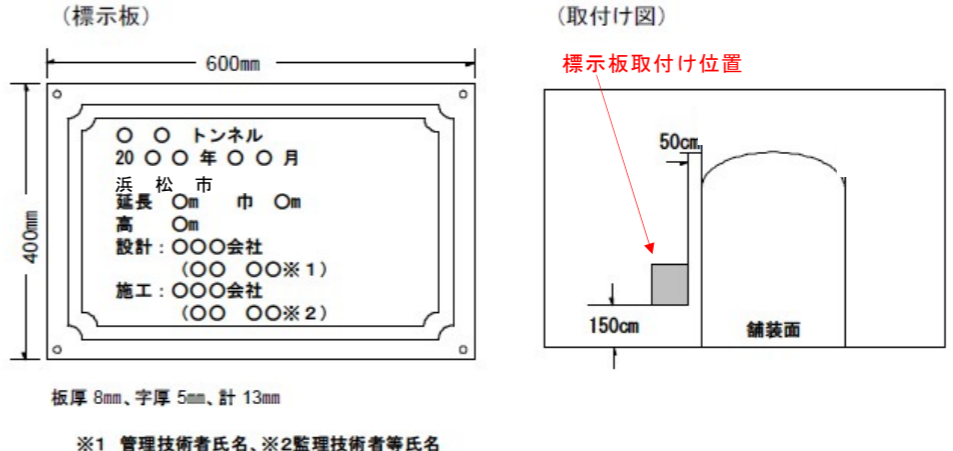
ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-70	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>国土開発技術研究所 プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>国土(削除)技術研究所 プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
10-72	<p><b>第4節 PC橋工</b></p> <p><b>5-4-1 一般事項</b></p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)</b></p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり 15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの(追記)。(追記)</p>	<p><b>第4節 PC橋工</b></p> <p><b>5-4-1 一般事項</b></p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)</b></p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり 15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p>
10-73	<p><b>5-4-3 ポストテンション桁製作工</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。(追記)</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、(追記) 5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。</p>	<p><b>5-4-3 ポストテンション桁製作工</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する(削除)ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																											
10-75	<p>7. プレグラウト (追記) PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂 (追記) は、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、<b>部材</b>コンクリート (追記) と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性 (追記) を有し<b>部材</b>コンクリート (追記) と一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト (追記) PC 鋼材として (追記) 加工された製品は、所要の耐久性 (追記) を有するものとする。</p>	<p>7. プレグラウト <b>された</b> PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂 <b>またはグラウト</b> は、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、<b>(削除)</b> コンクリート <b>部材</b> と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有し <b>(削除)</b> コンクリート <b>部材</b> と一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト <b>された</b> PC 鋼材として <b>(1) から (3) を使用して</b> 加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。</p>																																											
10-75	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>2. ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、<b>かつ、表5-1に示す条件を満足するもの</b>を使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封 (追記) し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。(追記) これ以外の場合、設計図書によるものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会)におけるJSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表5-1 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b></p> <table border="1" data-bbox="427 1262 1466 1755"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>4</sup>～10×10<sup>4</sup></td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="4">23±2℃</td> <td rowspan="4">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①可使時間は、練りませからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。  ②だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ約1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。  ③接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—	粘 度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	密 度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上			<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>2. ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して<b>保管</b>し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。<b>また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</b>これ以外の場合、設計図書によるものとする。</p> <p><b>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</b></p> <p>なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会)におけるJSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>(表5-1 は欠番)</b></p>
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																									
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—																																								
	粘 度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>	夏用 30±2℃																																									
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																									
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																										
硬化した接着剤	密 度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																								
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																										
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上																																										
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																										
接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上																																											

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-76	<p>(3) プレキャストブロックの<b>接合</b>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<b>接合</b>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>5-4-6 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p> <p><b>第5節 プレビーム桁橋工</b> <b>5-5-1 一般事項</b></p>	<p>(3) プレキャストブロックの<b>連結</b>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<b>連結</b>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>5-4-6 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない</p> <p><b>第5節 プレビーム桁橋工</b> <b>5-5-1 一般事項</b></p>
10-77	<p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-5-2 プレビーム桁製作工(現場)</b> 2. リリース(応力解放)の施工については、下記の規定によるものとする。 (1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの<b>圧縮強度</b>は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の<b>1.7倍以上</b>で、かつ(追記)設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p><b>5-5-3 支承工</b></p>	<p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-5-2 プレビーム桁製作工(現場)</b> 2. リリース(応力解放)の施工については、下記の規定によるものとする。 (1) リリースを行うときの下フランジコンクリート(削除)は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が<b>圧縮強度の0.6倍以下</b>で、かつ<b>圧縮強度</b>が設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p><b>5-5-3 支承工</b></p>
10-78	<p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p> <p><b>第6節 PCホロースラブ橋工</b> <b>5-6-1 一般事項</b></p>	<p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない</p> <p><b>第6節 PCホロースラブ橋工</b> <b>5-6-1 一般事項</b></p>
10-79	<p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-6-3 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-6-3 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-80	<p><b>第7節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-7-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p><b>第7節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-7-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない。</p>
10-81	<p><b>第8節 PC版桁橋工</b></p> <p><b>5-8-1 一般事項</b></p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p><b>第8節 PC版桁橋工</b></p> <p><b>5-8-1 一般事項</b></p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>
10-82	<p><b>第9節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-9-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-9-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p><b>第9節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-9-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-9-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない。</p>
10-83	<p><b>第10節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p><b>第10節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工によらなければならない。</p>
10-84	<p><b>第11節 PC押し箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(追記) (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p><b>第11節 PC押し箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																																																																
10-84	<p><b>第12節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>5-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、<b>マイクロフィルム</b>等、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>第12節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>5-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、<b>工事関連図書電子データ</b>等、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>																																																																																
10-85	<p><b>5-12-9 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、<b>完成図面および関連図書をマイクロフィルム</b>に収め提出するものとする。</p>	<p><b>5-12-9 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、<b>工事関連図書電子データをCD-R</b>等に収め提出するものとする。</p>																																																																																
10-86	<p style="text-align: center;"><b>第6章 トンネル (NATM)</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td></td> <td>(平成13年10月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>建設省</b></td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準</td> <td></td> <td>(昭和56年4月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>ずい道<b>工事</b>等における粉じん対策に関するガイドライン</td> <td></td> <td>(平成23年3月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追記)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)				日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		(平成13年10月)			(略)				<b>建設省</b>	道路トンネル非常用施設設置基準		(昭和56年4月)			(略)				厚生労働省	ずい道 <b>工事</b> 等における粉じん対策に関するガイドライン		(平成23年3月)			(略)					(追記)				<p style="text-align: center;"><b>第6章 トンネル (NATM)</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td></td> <td>(令和元年9月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>国土交通省</b></td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準</td> <td></td> <td>(平成31年3月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>ずい道<b>等建設工事</b>における粉じん対策に関するガイドライン</td> <td></td> <td>(令和2年7月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>厚生労働省</b></td> <td>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</td> <td></td> <td>(平成30年1月)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)				日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		(令和元年9月)			(略)				<b>国土交通省</b>	道路トンネル非常用施設設置基準		(平成31年3月)			(略)				厚生労働省	ずい道 <b>等建設工事</b> における粉じん対策に関するガイドライン		(令和2年7月)			(略)				<b>厚生労働省</b>	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン		(平成30年1月)	
	(略)																																																																																	
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		(平成13年10月)																																																																															
	(略)																																																																																	
<b>建設省</b>	道路トンネル非常用施設設置基準		(昭和56年4月)																																																																															
	(略)																																																																																	
厚生労働省	ずい道 <b>工事</b> 等における粉じん対策に関するガイドライン		(平成23年3月)																																																																															
	(略)																																																																																	
	(追記)																																																																																	
	(略)																																																																																	
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説		(令和元年9月)																																																																															
	(略)																																																																																	
<b>国土交通省</b>	道路トンネル非常用施設設置基準		(平成31年3月)																																																																															
	(略)																																																																																	
厚生労働省	ずい道 <b>等建設工事</b> における粉じん対策に関するガイドライン		(令和2年7月)																																																																															
	(略)																																																																																	
<b>厚生労働省</b>	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン		(平成30年1月)																																																																															
10-88	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-2 掘削工</b></p> <p>10. 受注者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、受注者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 内空断面の確保に伴う縫い返し、支保の盛り替え、<b>切羽の鏡張り</b>等の作業</p> <p>(追記)</p>	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-2 掘削工</b></p> <p>10. 受注者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、受注者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 内空断面の確保に伴う縫い返し、支保の盛り替え(<b>削除</b>)等の作業</p> <p>11. <b>切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。</b></p>																																																																																

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-95	<p><b>第8節 坑門工</b></p> <p><b>6-8-6 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、(追記)指示する位置及び仕様により設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、標示板の材質は JIS H 2202 (鋳物用黄銅合金地金) とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。(追記)</p>	<p><b>第8節 坑門工</b></p> <p><b>6-8-6 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、<b>監督員</b>の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、標示板の材質は JIS H 2202 (鋳物用<b>(削除)</b>銅合金地金) とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。<b>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</b></p>
10-96	 <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p>図6-2 標示板の刻示標準図</p>	 <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p>図6-2 標示板の設置イメージ図</p>
10-97	<p><b>第10節 その他</b></p> <p>4. 受注者は、<b>完成図面および関連図書をマイクロフィルム</b>に収め提出するものとする。</p> <p><b>第7章 トンネル (矢板)</b></p>	<p><b>第10節 その他</b></p> <p>4. 受注者は、<b>工事関連図書電子データをCD-R等</b>に収め提出するものとする。</p> <p><b>第7章 トンネル (矢板)</b></p>
10-98	<p><b>第1節 適用</b></p> <p>10. 受注者は、<b>完成図面および関連図書をマイクロフィルム</b>に収め提出するものとする。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p>10. 受注者は、<b>工事関連図書電子データをCD-R等</b>に収め提出するものとする。</p>



ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																							
10-98	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(平成13年10月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設省</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準</td> <td>(昭和56年4月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>ずい道工事等における粉じん対策に関するガイドライン</td> <td>(平成23年3月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(追記)</p>	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(平成13年10月)		(略)		建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)		(略)		厚生労働省	ずい道工事等における粉じん対策に関するガイドライン	(平成23年3月)		(略)		<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(令和元年9月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準</td> <td>(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</td> <td>(令和2年7月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</td> <td>(平成30年1月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)		(略)		国土交通省	道路トンネル非常用施設設置基準	(平成31年3月)		(略)		厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)		(略)		厚生労働省	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	(平成30年1月)
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(平成13年10月)																																							
	(略)																																								
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)																																							
	(略)																																								
厚生労働省	ずい道工事等における粉じん対策に関するガイドライン	(平成23年3月)																																							
	(略)																																								
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)																																							
	(略)																																								
国土交通省	道路トンネル非常用施設設置基準	(平成31年3月)																																							
	(略)																																								
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)																																							
	(略)																																								
厚生労働省	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	(平成30年1月)																																							
10-99	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>7-3-2 掘削工</b></p> <p>(追記)</p>	<p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>7-3-2 掘削工</b></p> <p>10. 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。</p>																																							
<b>第8章 コンクリートシェッド</b>		<b>第8章 コンクリートシェッド</b>																																							
10-103	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>コンクリート道路橋設計便覧</td> <td>(平成6年2月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(平成6年2月)		(略)		日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)		(略)		<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>コンクリート道路橋設計便覧</td> <td>(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(令和2年9月)		(略)		日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)		(略)				
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成27年3月)																																							
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成27年3月)																																							
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(平成6年2月)																																							
	(略)																																								
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																							
	(略)																																								
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和2年9月)																																							
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(令和2年9月)																																							
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	(令和2年9月)																																							
	(略)																																								
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																							
	(略)																																								

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-105	<p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>8-4-3 架設工</b></p> <p>2. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工の規定によらなければならない。</p>	<p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>8-4-3 架設工</b></p> <p>2. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧」第6章支承部の施工の規定によらなければならない。</p>
10-106	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板を設計図書に示された位置及び仕様により設置しなければならない。</p> <p>2. 銘板の材質は JIS H 2022 (鋳物用黄銅合金地金) とする。</p> <p>3. 受注者は銘板に記載する寸法は建築限界としなければならない。</p> <p><b>8-6-6 マイクロフィルム等</b></p> <p>受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 銘板の材質は JIS H 2022 (鋳物用 (削除) 銅合金地金) とする。</p> <p>3. 受注者は銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <p><b>8-6-6 工事関連図書電子データ等</b></p> <p>受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																																																
10-107	<p style="text-align: center;"><b>第9章 鋼製シェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(昭和55年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>9-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部(追記)を省略することができるものとする。</p> <p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b></p> <p><b>9-4-6 受台工</b></p> <p>5. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧」第5章支承部の施工(追記)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>9-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用鋼合金地金) による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。</p> <p>(追記)</p>		(略)		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧		(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧		(昭和55年9月)	日本道路協会 道路橋支承便覧		(平成16年4月)		(略)		日本道路協会 杭基礎施工便覧		(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧		(平成27年3月)		(略)		<p style="text-align: center;"><b>第9章 鋼製シェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(令和2年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(平成31年2月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>9-3-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部(記載)を省略することができるものとする。</p> <p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b></p> <p><b>9-4-6 受台工</b></p> <p>5. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧(削除) 第6章 支承部の施工」(日本道路協会)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>9-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。</p>		(略)		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧		(令和2年9月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧		(令和2年10月)	日本道路協会 道路橋支承便覧		(平成31年2月)		(略)		日本道路協会 杭基礎施工便覧		(令和2年9月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧		(令和2年9月)		(略)	
	(略)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧		(平成27年3月)																																																
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧		(昭和55年9月)																																																
日本道路協会 道路橋支承便覧		(平成16年4月)																																																
	(略)																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧		(平成27年3月)																																																
日本道路協会 杭基礎設計便覧		(平成27年3月)																																																
	(略)																																																	
	(略)																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧		(令和2年9月)																																																
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧		(令和2年10月)																																																
日本道路協会 道路橋支承便覧		(平成31年2月)																																																
	(略)																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧		(令和2年9月)																																																
日本道路協会 杭基礎設計便覧		(令和2年9月)																																																
	(略)																																																	
10-109																																																		
10-110																																																		

10-111

10-112

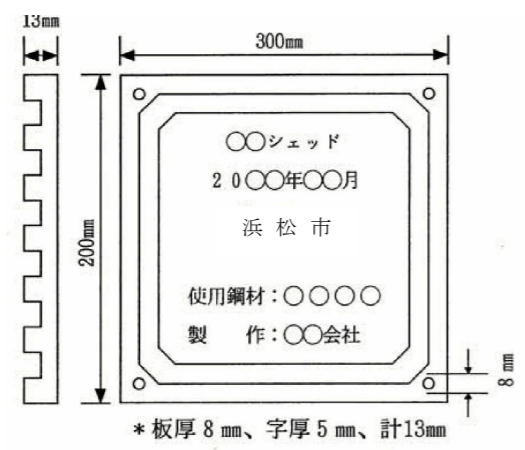


図9-1 銘板

**9-6-6 マイクロフィルム等**  
 受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。

(削除)

**9-6-6 工事関連図書電子データ等**  
 受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。

### 第10章 地下横断歩道

### 第10章 地下横断歩道

**第2節 適用すべき諸基準**  
 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  
 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

(略)

日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)

(略)

**第2節 適用すべき諸基準**  
 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。  
 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  
 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

(略)

日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)

(略)

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																								
10-117	<p style="text-align: center;"><b>第11章 地下駐車場</b></p> <p><b>第6節 付属設備工</b>  <b>11-6-5 マイクロフィルム等</b>  受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 地下駐車場</b></p> <p><b>第6節 付属設備工</b>  <b>11-6-5 工事関連図書電子データ等</b>  受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>																								
10-118	<p style="text-align: center;"><b>第12章 共同溝</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">日本道路協会</td> <td style="width: 33%;">共同溝設計指針</td> <td style="width: 33%;">(昭和61年3月)</td> </tr> <tr> <td>道路保全技術センター</td> <td>プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)</td> <td>(平成6年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>トンネル標準示方書シールド工法編・同解説</td> <td>(平成28年8月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	日本道路協会	共同溝設計指針	(昭和61年3月)	道路保全技術センター	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	(平成6年3月)	土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説	(平成28年8月)	(略)			<p style="text-align: center;"><b>第12章 共同溝</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">日本道路協会</td> <td style="width: 33%;">共同溝設計指針</td> <td style="width: 33%;">(昭和61年3月)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>トンネル標準示方書シールド工法編・同解説</td> <td>(平成28年8月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	日本道路協会	共同溝設計指針	(昭和61年3月)	(削除)			土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説	(平成28年8月)	(略)		
日本道路協会	共同溝設計指針	(昭和61年3月)																								
道路保全技術センター	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	(平成6年3月)																								
土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説	(平成28年8月)																								
(略)																										
日本道路協会	共同溝設計指針	(昭和61年3月)																								
(削除)																										
土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説	(平成28年8月)																								
(略)																										
10-122	<p style="text-align: center;"><b>第13章 電線共同溝</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">道路保全技術センター</td> <td style="width: 33%;">電線共同溝</td> <td style="width: 33%;">(平成7年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所</td> <td>補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	道路保全技術センター	電線共同溝	(平成7年11月)	日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	(略)			<p style="text-align: center;"><b>第13章 電線共同溝</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。  なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(削除)</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所</td> <td>補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(削除)			日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	(略)								
道路保全技術センター	電線共同溝	(平成7年11月)																								
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																								
(略)																										
(削除)																										
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																								
(略)																										

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-125	<p style="text-align: center;"><b>第14章 情報ボックス工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)  日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)  (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14章 情報ボックス工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(削除)  日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)  (略)</p>
10-126	<p style="text-align: center;"><b>第15章 道路維持</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)  (略)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成27年6月)  (略)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)  (追記)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15章 道路維持</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)  (略)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和2年8月)  (略)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)  日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (平成28年11月)  日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>
10-127	<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>15-3-2 道路巡回工</b></p> <p>3. 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>15-3-2 道路巡回工</b></p> <p>3. 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-135	<p><b>第7節 標識工</b></p> <p><b>15-7-2 材料</b></p> <p>4. 受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。(追記)</p> <p>5. 受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(追記)による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第7節 標識工</b></p> <p><b>15-7-2 材料</b></p> <p>4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5. 受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会)による色彩と寸法で、標示するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
10-144	<p><b>第18節 道路付属物復旧工</b></p> <p><b>15-18-3 付属物復旧工</b></p> <p>5. 受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p>	<p><b>第18節 道路付属物復旧工</b></p> <p><b>15-18-3 付属物復旧工</b></p> <p>5. 受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p>
10-145	<p><b>第19節 道路清掃工</b></p> <p><b>15-19-7 道路付属物清掃工</b></p> <p>6. 標識・照明・視線誘導標清掃</p> <p>(1) 道路標識・道路照明灯機械清掃</p> <p>①機械清掃作業は、リフト車を標識版、照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚れ跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。</p> <p>②受注者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取り付け部のゆるみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、すみやかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。</p>	<p><b>第19節 道路清掃工</b></p> <p><b>15-19-7 道路付属物清掃工</b></p> <p>6. 標識・照明・視線誘導標清掃</p> <p>(1) 道路標識・道路照明灯機械清掃</p> <p>①機械清掃作業は、リフト車を標示板、照明灯際に位置させ、標示板・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚れ跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。</p> <p>②受注者は、標示板・照明灯の清掃中又は清掃後、標示板・照明ランプ取り付け部のゆるみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、すみやかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。</p>
10-148	<p><b>第20節 植栽維持工</b></p> <p><b>15-20-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p>2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(追記)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p>	<p><b>第20節 植栽維持工</b></p> <p><b>15-20-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p>2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(除根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-154	<p style="text-align: center;"><b>第16章 雪寒</b></p> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>16-3-6 歩道除雪工</b></p> <p>2. 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（<a href="#">追記</a>）を参考とするものとする。</p> <p><b>16-3-8 雪道巡回工</b></p> <p>3. 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ<a href="#">報告</a>し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 雪寒</b></p> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>16-3-6 歩道除雪工</b></p> <p>2. 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（<a href="#">建設省</a>）を参考とするものとする。</p> <p><b>16-3-8 雪道巡回工</b></p> <p>3. 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ<a href="#">連絡</a>し、その処置について指示を受けなければならない。</p>
10-156	<p style="text-align: center;"><b>第17章 道路修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17章 道路修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
10-160	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>17-8-2 材料</b></p> <p>4. 受注者は、<a href="#">標識</a>板には設計図書に示す位置にリブを<a href="#">標識</a>板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、<a href="#">標識</a>板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、<a href="#">標識</a>板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（<a href="#">標識令</a>）及び(<a href="#">追記</a>)道路標識設置基準・同解説(<a href="#">追記</a>)（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>17-8-2 材料</b></p> <p>4. 受注者は、<a href="#">標示</a>板には設計図書に示す位置にリブを<a href="#">標示</a>板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、<a href="#">標示</a>板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、<a href="#">標示</a>板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（<a href="#">標識令</a>）及び「<a href="#">道路標識設置基準・同解説</a>」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>



ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
10-164	<p><b>第17節 橋梁床版工</b>  <b>17-17-1 一般事項</b>  4. 受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p><b>第17節 橋梁床版工</b>  <b>17-17-1 一般事項</b>  4. 受注者は、工事関連図書電子データをCD-R等に収め提出するものとする。</p>
10-166	<p><b>第20節 橋梁付属物工</b>  <b>17-20-4 落橋防止装置工</b>  1. 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し(追記)なければならない。</p>	<p><b>第20節 橋梁付属物工</b>  <b>17-20-4 落橋防止装置工</b>  1. 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し、報告しなければならない。</p>